

議案第 40 号

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 12 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

義務教育就学児の医療費の助成に係る対象者の一部負担金を撤廃するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成 19 年
条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する」を「）を助成する」に改める。

第 7 条の見出し中「一部負担金相当額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条中「別表に規定する一部負担金相当額及び」を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定に基づき行う医療証の交付の申請手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 町は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する</p> <hr/> <p>_____。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(食事療養標準負担額の支払方法)</p> <p>第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、_____</p> <p>_____入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。</p>	<p>第1条から第4条 略</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 町は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。以下「対象者負担額」という。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(一部負担金相当額の支払方法)</p> <p>第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。</p>

第8条から第12条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定に基づき行う医療証の交付の申請手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第8条から第12条 略

別表 略